

平成29年第1回安堵町議会臨時会会議録

(1日目)

日時 平成29年5月9日(火) 午前10時

場所 安堵町役場 議場

1 応招議員 10名

1番 増井 敬史	2番 浅野 勉
3番 大星 成司	4番 森田 瞳
5番 島田 正芳	6番 中本 幸一
7番 植田 英和	8番 岡田 裕明
9番 田中 幹男	10番 福井 保夫

2 出席議員 10名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	北田 秀章
教 育 長	楮山 素伸		
総務部門理事	近藤 善敬	民生部門理事	堀口 善友
事業部門理事	中野 彰宏		
総合政策課長	富井 文枝	総務課長	吉村 良昭
税務課長	吉田 彰宏	住民課長	辻井 弘至
健康福祉課長	岡田真地子	人権同和対策課長	長岡 康
産業建設課長	堀川 雅央	上下水道課長	石橋 史生
教育次長	吉田 一弘	会計管理者 職務代理	西田 淳二

5 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	富士 青美	書記	成瀬 ひかる
--------	-------	----	--------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（安堵町税条例の一部を改正する条例について）

第4 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について）

第5 議案第1号 安堵町監査委員の選任につき同意を求めることについて

第6 議案第2号 安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

追加日程

第1 議長辞職について

第2 議長の選挙

第3 副議長辞職について

第4 副議長の選挙

第5 常任委員会委員の選任について

第6 議会運営委員会委員の選任について

第7 委員会の閉会中の継続調査について

第8 諸般の報告

開 会

午前10時00分

議長（森田 瞳） おはようございます。ただいまより、平成29年第1回安堵町議会臨時会を開会いたします。

西本町長より、招集の挨拶をお受けいたします。

町長（西本 安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） 皆さん、おはようございます。

5月の風が庁舎玄関前のテイカカズラの五弁花を揺らす、1年のなかで一番爽やかな季節となつてまいりました。そんな折、平成29年第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私とも何かとお忙しい中、御出席をいただき、誠にありがとうございます。

まずは、安堵町議会におかれましては、地域振興及び発展、また議会の活性化に努められたことに対し、去る2月8日、全国町村議会議長会から表彰をお受けになられましたこと、心よりお喜びを申し上げたい、このように思います。今後とも町政が益々発展していくよう、森田議長始め議員の皆様方の御指導、御協力をお願いいたします。

それでは本日提案させていただきます案件でございますが、条例の一部改正の専決処分が2件、そして人事案件が1件、条例の一部改正案件が1件の合計4件でございます。議員の皆様にご審議いただく前に順を追って概略を申し述べます。

報告第1号は、平成29年4月1日より施行されます、地方税法等の一部を改正する法律等に対応するため専決処分いたしました、安堵町税条例の一部を改正する条例でございますが、これは個人・法人住民税及び軽自動車税等の賦課に係るものでございます。

報告第2号は、平成29年4月1日より施行されます、非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の一部を改正する政令に対応するため専決処分をいたしました、安堵町

消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例でございます。これは補償基礎額の扶養親族加算額及び加算対象区分に係る改正等でございます。

議案第1号は、安堵町監査委員の選任についてでございます。議会選出の浅野勉委員が平成29年4月20日付けで一身上の都合で辞職願を提出されたため、地方自治法第196条に基づき、議会選出の委員を選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

議案第2号は、平成29年4月1日より施行されます地方税法施行令の一部を改正する政令に対応するため安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。これについては、低所得者に係る国民健康保険税の軽減の見直しに係る改正でございます。

以上、簡単に説明いたしました但、詳細はその都度、担当課長より説明をさせますので、御審議、御承認、御可決賜りますようお願い申し上げ、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。以上でございます。

(西本町長 降壇)

議長(森田 瞳) 本日、新たに課長職の方々、議場にお出でいただいております。恐れ入りますけれども、町長の方からその辺で御紹介のほう、よろしくお願い申し上げたいと思います。

よろしくお願いいたします。町長、自己紹介…

町長(西本安博) 自己紹介で。

議長(森田 瞳) 自己紹介ということで、そしたら順番に自己紹介をお願いいたします。

総務課長(吉村良昭) おはようございます。総務課長、吉村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

税務課長(吉田彰宏) おはようございます。税務課長の吉田と申します。よろしくお願い致します。

住民課長(辻井弘至) おはようございます。住民課長の辻井と申します。よろしくお願い致します。

健康福祉課長(岡田眞地子) おはようございます。健康福祉課の岡田です。よろしくお願い致します。

人権同和対策課長(長岡 康) おはようございます。人権同和対策課長、長岡です。よろしくお願い致します。

産業建設課長（堀川雅央） おはようございます。産業建設課長、堀川でございます。よろしくお願いいたします。

総務部門理事（近藤善敬） おはようございます。総務部門を担当させていただく理事の近藤でございます。よろしくお願いいたします。

民生部門理事（堀口善友） おはようございます。この度、民生部門理事を拝命いたしました堀口でございます。今後とも、よろしくお願い申し上げます。

事業部門理事（中野彰宏） おはようございます。事業部門理事を御職に預かりました中野といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

会計管理者職務代理（西田淳二） おはようございます。会計室長並びに会計管理者職務代理を賜りました西田と申します。よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） はい。議会側からよろしくお願いいたします。

議会事務局長（富士青美） はい。議会事務局長を拝命いたしました富士と申します。よろしくお願いいたします。

議会事務局書記（成瀬ひかる） 議会事務局書記の成瀬と申します。よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） はい、自己紹介いただきました。御協力ありがとうございました。

議長（森田 瞳） 本日の議事は、お手元に配付しております議事日程に従い、進めてまいります。

議長（森田 瞳） 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番 大星成司議員、5番 島田正芳議員を指名いたします。両議員には、会期中よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） 日程第2 「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって本臨時会の会期は、本日限りとすることに、決定いたしました。

議長（森田 瞳） 日程第3 報告第1号「専決処分の承認を求めることについて（安堵町税条例の一部を改正する条例に）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、吉田税務課長。

（吉田税務課長 登壇）

税務課長（吉田彰宏） 改めまして、おはようございます。税務課の吉田です。よろしくお願いいたします。

報告第1号「専決処分の承認を求めることについて（安堵町税条例の一部を改正する条例について）」、御説明させていただきます。

本件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律及び政令省令が平成29年3月31日に公布されまして、その公布の日から施行されるものと、平成29年4月1日に施行されるものが、平成29年度町税の賦課処理等に影響いたしますので、これらを専決処分とさせていただきます。所要の改正につきましては、新旧対照表により御説明させていただきます。

それでは、議案書15ページを1ページめくっていただきまして、新旧対照表の23分の1をお願いいたします。

第33条と次の第34条の9につきましては、特定配当等及び株式譲渡所得についての規定を整備するものでございます。2ページの下段から5ページにかけて第48条と、5ページ中段の50条につきましては、文言整備、引用する条文の項ずれ及び規定の整備でございます。

続きまして、7ページをお願いします。

61条につきましては、引用する条文のずれによるものでございます。次の第61条の2でございますが、こちらは新設で保育事業の用に供する固定資産税に対して、特例措置を適用するものでございます。

続きまして、63条の2でございますが、こちらは居住用超高層建築物について、区分所有の按分につきまして、固定資産税を実際の取引傾向を踏まえて補正して、課税を見直しするものでございます。

続きまして、8ページをお願いします。

第63条の3と次の9ページの第74条の2につきましては、被災住宅用地に係る特例措置を4年分適用するものでございます。

続きまして、10ページの下段をお願いします。

附則第5条につきましては、控除対象配偶者の定義に伴う規定の整備によるものでございます。

続きまして、11ページをお願いします。

附則8条につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例を平成30年度までを平成33年度までに3年間延長するものでございます。

続きまして、次の第10条につきましては、引用する条文ずれによるものでございます。

続きまして、第11ページ下段から第12ページにおきましては、条例で規定する固定資産税の特例措置で12ページの第13項で企業主導型保育事業に係る固定資産について課税標準を2分の1にするもの、第14項で市民公開緑地の用に供する土地について課税標準を3分の2にするものでございます。

続きまして、12ページの下段から16ページにかけての附則第10条の3につきましては、耐震改修や省エネ住宅の適用を受ける場合の規定を整備するものでございます。

続きまして、第16ページの下段から18ページにかけての附則第16条につきましては、軽自動車税におけるグリーン化特例の見直しをするもので、それを重点化したうえで、平成30年度分と平成31年度分について適用するものでございます。

続きまして、18ページの中段の第16条、附則第16条の2ですが、こちらは新設で、

不正な手段を用いて国土交通大臣の認定を受けたことによる軽自動車税の納付不足税額が発生した場合には、1割増でその申請者を所有者とみなす適用でございます。

続きまして、19ページの附則第16条の3についてですが、こちらは上場株式等に係る配当所得等に係る課税の特例の規定の整備でございます。

続きまして、20ページをお願いします。

20ページの第17条の2につきましては、優良住宅地の造成等のための土地等の譲渡課税の特例で、これを平成29年度を平成32年度に3年間延長するものでございます。

続きまして、21ページの附則第20条の2と下段の20条の3につきましては、租税条約の規定に伴う課税の特例の整備でございます。

次に、23ページを1ページめくっていただきまして、附則の5条関係についてですが、こちらは第16条の改正に伴う所定の整備を行うものでございます。

次のまた1ページめくっていただきまして、附則第16条関係につきましては、第1条の2については公布の日施行し、附則第16条の2を削除した上で新たに第2条において第16条に改正に伴う規定の整備に伴う所要の措置をするものでございます。

すみません。それでは議案書を朗読いたします。

報告第1号

専決処分の承認を求めることについて（安堵町税条例の一部を改正する条例について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安堵町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

平成29年5月9日 報告

安堵町長 西本 安博

税務課長（吉田彰宏） 次に1ページめくっていただきまして、

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安堵町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成29年3月31日専決

安堵町長 西本 安博

税務課長（吉田彰宏） 本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので、割愛させていただきます。御審議、御承認のほどよろしくお願いいたします。

（吉田税務課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。
討論を省略して、採決いたします。
これより、報告第1号を採決します。
お諮りします。
本案を、原案のとおり承認することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。
よって、報告第1号は、原案のとおり承認することに決定しました。

議長（森田 瞳） 日程第4 報告第2号「専決処分の承認を求めることについて（安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長（吉村良昭） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、吉村総務課長。

（吉村総務課長 登壇）

総務課長（吉村良昭） 改めまして、おはようございます。総務課の吉村でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは報告第2号「専決処分の承認を求めることについて（安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について）」を御説明させていただきます。

本改正につきましては、非常勤消防団員に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、平成29年3月29日に公布されたことに伴い、安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、非常勤消防団員等の公務上の災害等に対する損害補償に関し、損害補償の算定の基礎となる加算対象区分において、扶養親族加算額を配偶者については加算額を引き下げ、子どもについては加算額を引き上げる改正がなされたため、本条例においてもこれに基づき、必要な改正と使用する文言の所要の改正を行うものでございます。

また本改正につきましては、本年度の補償基礎額に係るものでございますので、平成29年3月30日の専決処分とし、平成29年4月1日の施行とさせていただきました。

それでは詳細につきましては、新旧対照表により説明させていただきます。

議案書、4枚めくっていただきまして、新旧対照表の1ページを御覧ください。

補償基礎額、条例第5条第2項につきましては、使用する文言の改正でございます。

同条第3項につきましては、使用する文言の改正と扶養親族及び加算額の改正でございます。

新旧対照表の2ページを御覧ください。

扶養親族の改正につきましては、第2号に規定されています、「22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫」の「及び孫」を削除し、新たに第3号として、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫を加え、子と孫を分けて規定し、子が手厚くなるよう改正するものでございます。また第3号を追加したことによる号の繰り下げを行っております。

加算額改正につきましては、配偶者の加算額を433円から333円に引き下げ、子ども

の加算額を217円から267円に引き上げるものでございます。

なお、カッコ書きで規定されております、非常勤消防団員等に配偶者がいない場合の子どもにあっては、そのうち1人については367円が加算されておりましたが、今回加算額を333円に改正するものでございます。

また、配偶者及び子ども以外の扶養親族の加算額、1人につき217円は改正ございませんが、カッコ書きで規定されております、非常勤消防団員等に配偶者及び子どもがいない場合の扶養親族にあっては、そのうち1人について367円が加算されておりましたが、今回加算額を300円に改正するものでございます。

同条第4項につきましては、「満15歳」を「15歳」に、「満22歳」を「22歳」に改め、「以下」の次に「この項において」を追加するものでございます。

以上でございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

報告第2号

専決処分の承認を求めることについて（安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

平成29年5月9日 報告

安堵町長 西本 安博

総務課長（吉村良昭） 1枚めくっていただきまして、

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成29年3月30日専決

安堵町長 西本 安博

総務課長（吉村良昭） 本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので、割愛させていただきます。どうぞ御審議、御承認のほどよろしくお願いいたします。

（吉村総務課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。
討論を省略して、採決いたします。
これより、報告第2号を採決します。
お諮りします。
本案を、原案のとおり承認することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。
よって、報告第2号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 次に、日程第5 議案第1号「安堵町監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。
地方自治法第117条の規定により、中本議員の退場を求めます。

（中本議員 退場）

議長（森田 瞳） はい、吉村総務課長どうぞ。

総務課長（吉村良昭） はい。

（吉村総務課長 登壇）

総務課長（吉村良昭） それでは、議案第1号「安堵町監査委員の選任につき同意を求めることについて」を御説明させていただきます。

監査委員につきましては、地方自治法第196条におきまして、人格が高潔で識見を有するもの1名及び議会議員のうちから1名を選任することとなっております。

平成29年4月20日に議会議員選任の浅野勉委員から辞職願が提出されたため、今回議会議員のうちで、議会から推薦を受けております中本幸一議員を監査委員に選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は浅野委員の残任期間であります、平成31年4月29日まででございます。それでは、議案書を朗読いたします。

議案第1号

安堵町監査委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を安堵町監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条の規定により、議会の同意を求める。

平成29年5月9日 提出

安堵町長 西本 安博

記

住所 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

氏名 中本 幸一

■■■■■■■■■■■■■■■■生（■■歳）

総務課長（吉村良昭） 以上、御同意賜りますようよろしくお願いいたします。

（吉村総務課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

本案は人事案件でございます。討論を省略して採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を、原案のとおり賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立全員です。お座りください。

よって、議案第1号は、同意されました。

中本議員を案内してください。

（職員が、中本議員を議場へ案内する）

（中本議員、着席）

議長（森田 瞳） ただいま「安堵町監査委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意されました。

中本議員より、御挨拶をお願いいたします。

6 番（中本幸一） はい。

議長（森田 瞳） はい、中本議員。

（中本議員 登壇）

6 番（中本幸一） 議席6番、中本幸一です。

ただいま 監査委員の選任同意をいただきました中本でございます。

皆様の御同意を賜り、心から御礼申し上げます。

大変身の引き締まる思いでございます。監査委員として使命を果たすよう、誠心誠意努めてまいる所存です。

今後も、皆様の御指導を賜りますようお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

（中本議員 降壇）

議長（森田 瞳） ありがとうございました。

議長（森田 瞳） 続いて、日程第4 議案第2号「安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長（辻井弘至） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、辻井住民課長。

（辻井住民課長 登壇）

住民課長（辻井弘至） 改めまして、おはようございます。住民課の辻井と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第2号「安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を御説明させていただきます。

本改正につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成29年3月31日に公布され、平成29年4月1日から施行されることに伴い、当町の国民健康保険税条例も改正する必要性が生じたためでございます。

改正内容につきましては、国民健康保険税の軽減判定所得の見直しにより、中低所得層の保険税負担の軽減を図るための改正でございます。

また、本改正につきましては、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用、平成29年度課税から賦課に係るものでございます。

それでは詳細につきまして、議案書、新旧対照表により説明をさせていただきます。

新旧対象表1ページを御覧ください。

第23条第2項でございますが、5割軽減対象世帯の拡充措置で軽減判定基準額算定の1人当たりの額を26万5千円から27万円に5千円引き上げるものでございます。

続いて、新旧対照表2ページを御覧ください。

同条第3号、2割軽減対象世帯の拡充措置で、軽減判定基準額算定の1人当たりの額を48万円から49万円に1万円引き上げるものでございます。

以上でございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第2号

安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成29年5月9日 提出

安堵町長 西本 安博

住民課長（辻井弘至） 次のページ以降の本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので、割愛させていただきます。御審議、御可決のほどよろしくお願いいたします。

（辻井住民課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を、原案のとおり賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立全員です。お座りください。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

以上で、行政側からの提案事項は すべて終了いたしました。
ただいま、１０時３１分でございます。
ただいまより、暫時休憩いたします。

休 憩（午前１０時３１分）
再 開（午前１０時４３分）

議長（森田 瞳） 休憩前に引き続き、再開いたします。

ただいま、私、議長の辞職願を副議長に提出しております。議長辞職に伴う案件について審議に入っていきますので、ここで中本副議長と交代いたします。
よろしくお願いいたします。

副議長（中本幸一） はい。

副議長（中本幸一） それでは、審議を進めてまいります。

森田議長から議長の辞職願が提出されました。
お諮りします。

「議長辞職について」を日程に追加し、追加日程第１として、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（中本幸一） 異議なしということでございます。

異議なしと認めます。

よって、「議長辞職について」を日程に追加し、追加日程第１として、直ちに議題とすることを決定しました。

副議長（中本幸一） 追加日程第１ 「議長辞職について」を議題とします。

地方自治法第１１７条の規定により、４番森田議員の退場を求めます。

４番（森田 瞳） はい。

(森田議員 退場)

副議長（中本幸一） 職員に辞職願を朗読させます。

議会事務局長（富士青美） はい。朗読いたします。

平成29年5月9日

安堵町議会 副議長 殿

安堵町議会 議長 森田 瞳

辞職願

この度、議員申し合わせにより議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

議会事務局長（富士青美） 以上です。

副議長（中本幸一） お諮りします。

森田議員の議長の辞職を許可することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（中本幸一） 異議なしと認めます。

森田議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

（職員が、森田議員を議場へ案内する）

（森田議員、着席）

副議長（中本幸一） 森田議員にお知らせします。

ただいま議題とされました「議長辞職について」は、許可されました。

ただいま、議長が欠けてました。

お諮りします。

「議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第2とし、直ちに選挙を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（中本幸一） 異議なしと認めます。

「議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第2とし、直ちに選挙を行うことに決定しました。

副議長（中本幸一） 追加日程第2 「議長の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（中本幸一） 異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法について、副議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（中本幸一） 異議なしと認めます。

よって、副議長が指名することに決定しました。

議長に、森田瞳議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました森田瞳議員を議長の当選人と定めることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（中本幸一） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました森田瞳議員が、議長に当選されました。

森田瞳議員が場内におられますので、本席から安堵町議会会議規則第30条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

森田議員より、議長当選の承諾及び就任の御挨拶をお願いいたします。

4番（森田 瞳） はい。

(森田議員 登壇)

4 番（森田 瞳） ただいま、議員同士の満了指名推選によりまして、再度議長を務めさしていただくことになりました。この上なく、責任を痛感しております。私も安堵町に住み、よく安堵町を、将来夢ある希望のある安堵町にやっていきたい思いは町長と同じ思いでございます。

議会といたしましても、しっかりと議会の立場を踏まえながら、町はじめ皆さん方の御指導、そしてまた議員同士の皆さん方の御指導賜りまして、議長職をやっていききたい、遂行していきたいと、かように感じております。

皆さん方の絶大なる御支援、御鞭撻をお願い申し上げまして、議長就任の挨拶に代えさせていただきます。

今後とも、よろしくお願いいたします。

副議長（中本幸一） ありがとうございます。

続きまして、事務局長から議長章をお渡しします。

(議長章 授与)

副議長（中本幸一） これで、議長と交代させていただきます。

議事運営に御協力いただきまして、ありがとうございました。

森田議長、議長席にお着きください。

議長（森田 瞳） はい。

議長（森田 瞳） ただいま、議会選出の、先ほど議会選出の監査委員として選任同意されました中本幸一副議長から、副議長の辞職願が提出されております。

「副議長の辞職について」を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、「副議長の辞職について」を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 追加日程第3 「副議長の辞職について」を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、中本議員の退場を求めます。

6 番（中本幸一） はい。

（中本議員 退場）

議長（森田 瞳） 職員に、辞職願を朗読させます。

議会事務局長（富士青美） はい。朗読いたします。

平成29年5月9日

安堵町議会 議長 殿

安堵町議会 副議長 中本 幸一

辞職願

この度、議員申し合わせにより副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

議会事務局長（富士青美） 以上です。

議長（森田 瞳） お諮りします。

中本議員の副議長の辞職を許可することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

中本議員の副議長の辞職については、許可することに決定しました。

中本議員を議場に案内してください。

（職員が、中本議員を議場へ案内する）

（中本議員、着席）

議長（森田 瞳） 中本議員にお知らせします。

ただいま議題とされました「副議長辞職について」は、許可されました。

ただいま、副議長が欠けました。

お諮りします。

「副議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

「副議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第4として、直ちに選挙を行うことに決定しました。

議長(森田 瞳) 追加日程第4 「副議長の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条の第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に、浅野勉議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました浅野勉議員を副議長の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました浅野勉議員が副議長に当選されました。

浅野議員が議長におられますので、会議規則第30条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

浅野議員より、副議長当選の承諾並びに就任の挨拶をお願いいたします。

2番（浅野 勉） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、浅野議員。

（浅野議員 登壇）

2番（浅野 勉） 議席番号2番、浅野勉でございます。本日の臨時議会におきまして、議員の皆様
の御推薦により、安堵町議会副議長に就任をさせていただきました。

この要職に対する職責の重大さを深く受け止めるとともに、安堵町の議会人の一人として、
今後も関係法規や会議原則に基づき、公正と審議に則り、職務の遂行にあたる決意をいたし
ました。

今後とも、皆様方のお力添えをよろしくお願い申し上げ、副議長就任の御挨拶とさせてい
ただきます。

（浅野議員 降壇）

議長（森田 瞳） ありがとうございました。

続きまして、お諮りします。

「常任委員会委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第5として直ちに議題とす
ることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

「常任委員会委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第5として直ちに議題とす
ることに決定しました。

議長（森田 瞳） 追加日程第5 「常任委員会委員の選任について」を議題とします。

先ほどの休憩におきまして、協議いたしました。

常任委員会の選任については、安堵町議会委員会条例第7条第1項の規定により、お手元

にお配りいたしました名簿のとおり、指名したいと思います。

総務産業建設常任委員会委員に、増井敬史議員、大星成司議員、森田瞳議員、植田英和議員、岡田裕明議員、以上5名。

文教厚生常任委員会委員に、浅野勉議員、島田正芳議員、中本幸一議員、田中幹男議員、福井保夫議員、以上5名

以上のとおり選任することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。お諮りします。

「議会運営委員会委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第6として直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

「議会運営委員会委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第6として直ちに議題とすることに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 追加日程第6 「議会運営委員会委員の選任について」を議題とします。

議会運営委員会についても、先ほどの休憩において協議いたしました。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元にお配りいたしました名簿のとおりでございます。指名したいと思います。

議会運営委員会委員に、増井敬史議員、大星成司議員、島田正芳議員、岡田裕明議員、田中幹男議員、福井保夫議員以上6名を選任したいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

委員の皆様には、よろしくお願いをいたします。

次に、常任委員会等正副委員長について、議長から報告します。

始めに、総務産業建設常任委員会委員長に増井敬史議員、副委員長に大星成司議員。

文教厚生常任委員会委員長に田中幹男議員、副委員長に島田正芳議員。

議会運営委員会委員長に大星成司議員、副委員長に福井保夫議員。

以上です。よろしくお願いいたします。

お諮りします。

「委員会の閉会中の継続調査について」を日程に追加し、追加日程第7として、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

「委員会の閉会中の継続調査について」を日程に追加し、追加日程第7として直ちに議題とすることに決定しました。

議長（森田 瞳） 追加日程第7 「委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

総務産業建設常任委員会委員長から、安堵町議会会議規則第69条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、所管事務の事件について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

総務産業建設常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定されました。

次に、文教厚生常任委員会委員長から、会議規則第69条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、所管事務の事件について、閉会中の継続調査とすることの申し出がありました。

お諮りいたします。

文教厚生常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。
続きまして、議会運営委員会委員長から、会議規則第69条の規定により、お手元に配付
いたしております申出書のとおり、所管事務の事件について、閉会中の継続調査の申し出が
あります。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ござい
ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定されました。

お諮りします。

「諸般の報告」を日程に追加し、追加日程第8として、直ちに議題とすることに御異議あ
りませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

「諸般の報告」を日程に追加し、追加日程第8として直ちに議題とすることに決定しまし
た。

議長（森田 瞳） 追加日程第8 「諸般の報告」を議題とします。

私の方から、2件御報告いたします。

遊水地現地研修会についてでございますが、平成29年4月26日午後1時30分より、
橿原市曾我川緑地へ議員全員と町行政側より堀口理事、中野事業部門理事、堀川産業建設課
長に御同行いただき、視察いたしました。

降りしきる雨の中、緑地並びに体育施設等々についての説明を、奈良県河川課課長補佐 植
谷秀夫 氏、橿原市議会事務局長 吉井一男 氏、他、職員の皆様方の熱心なる説明をいただき
ました。

私達議員の視察目的は遊水地完成時の管理体制、平常時における施設内の有効活用として、
今後私達が、いかに議論を重ね議会として取り組むかを念頭に質問を交えました。

当地域とは約三倍の規模であり、今後、より慎重に議論を重ね、住民の求める方向に耳を
傾け、安堵町の将来をしっかりと見極めた事業の成果を期待し帰路に着きました。

以上が、遊水地現地研修会についてでございます。

続きまして、山辺・県北西部広域環境衛生組合議員について。

現在、大星成司議員に、山辺・県北西部広域衛生組合議員として、安堵町議会から選出して務めていただいております。

組合議員の任期は1年ですが、先日全議員で協議し、御本人にも承諾していただきまして、次期も引き続き、大星議員を選出することに決定しておりますことを御報告いたします。

以上でございます。

続いて、事務局から報告がございます。

議会事務局長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、局長。

議会事務局長（富士青美） 事務局から御報告いたします。

この度、安堵町議会、そして議会議員として森田議長が、地方自治の振興と発展に貢献された功績に対しまして、全国町村議会議長会会長から表彰されましたことを御報告いたします。おめでとうございます。以上です。

議長（森田 瞳） 議会からは以上でございます。

行政の方から何かございませんか。

総務部門理事（近藤善敬） ございません。

議長（森田 瞳） ございませんか。はい。他になければ、以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。お疲れでした。

閉 会

午前11時08分
